

基本使用許諾契約

プログラムをダウンロード、インストール、複製し、それにアクセスし、「同意」ボタンをクリックし、またはその他の方法でプログラムを使用することにより、ユーザー（以下「ライセンサー」または「お客様」といいます）は、本基本使用許諾契約に同意したことになります。ユーザーは、会社もしくはその他の法人を代理して本条項に同意しようとしている場合には、ユーザーは当該会社もしくはその他の法人に対して本条項の拘束力を及ぼす完全な権限があることを表明し、保証するものとします。この場合、「ライセンサー」もしくは「お客様」という用語は、当該法人を指します。本契約は、ユーザーが本条項に同意した日の時点で効力を生じます（以下「発効日」といいます）。

上記の権限がない場合、または本条項に同意しない場合は、プログラムをダウンロード、インストール、複製したり、それにアクセスしたり、「同意」ボタンをクリックしたり、またはプログラムを利用したりせずに、速やかに未使用のメディア、文書および入手先の当事者から得た使用資格の証明を返却してください。プログラムをダウンロードした場合は、プログラムのすべての複製を破棄してください。

本基本使用許諾契約（以下「本契約」といいます）は、ライセンサーと、インドの法律の下で適法に設立され、存続する会社であり、806 Siddharth, 96 Nehru Place, New Delhi-110019 に登録事務所を置く **HCL Technologies Limited**（以下「ライセンサー」または「HCL」といいます）との間で締結され、HCL の本件プログラムおよび関連の本件サポート（以下に定義します）の受領および使用に適用されます。HCL およびライセンサーは、以下に個別にまたは総称して、「当事者」もしくは「両当事者」といいます。

1. 定義

上記および本契約のいずれかの部分で定義した用語に加えて、以下の用語は下記に定める意味を持ちます。

- 1.1. 「**関連会社**」とは、HCL またはライセンサーを支配する、それらにより支配される、またはそれらと共通の支配下にある事業体を指します。こうした支配は以下のいずれかから生じるものとします。(a) 発行済議決権付株式の 50% 超の所有持分および／または同等の持分の直接的または間接的な所有。あるいは (b) 議決権付株式および／またはそれに相当する持分の所有を通じるか否かにかかわらず、契約により、または発行済議決権付株式の 50% 超および／または同等の持分の直接または間接的な所有により与えられるのと等しい他の方法により、経営および方針を指示する権限、またはこれを指示させることのできる権限。
- 1.2. 「**本件文書**」は、本件プログラムの機能と使用方法を記述した、印刷形式および機械読み取り可能な形式の HCL のガイド、マニュアル、およびその他の技術情報を意味します。本件文書には、「**ライセンス情報**」が含まれる場合があり、これは、本件プログラムに特有の情報および追加の使用許諾条項を記載した文書を意味します。
- 1.3. 「**フィードバック**」は、(i) 本件プログラム、本件文書および本件パッケージサービス商品の定義、設計、検証に関連する、ライセンサーの要件、アドバイス、コメント、返答、意見およびフィードバック、または (ii) 本件プログラムの仕様書、設計書もしくは検証報告に記載されるライセンサーから HCL への技術的なシステム要求事項を意味します。
- 1.4. 「**料金**」は、本注文に明記された、または本契約に基づき提供されたライセンス、サポートの料金、およびその他の料金を意味します。
- 1.5. 「**知的財産権**」または「**IPR**」は、特許性があるか否かを問わず、アイデア、発明、発見、プロセス、著作成果物、マーク、名称、ノウハウ、および上記各資料に対する世界規模での一切の権利を意味し、これには、世界中のいずれかの裁判管轄地において認められる特許、発明者の証明書、実用新案、著作権、人格権、営業秘密、マスクワークの権利、および関連する、類似の、もしくはその他のすべての知的財産権、ならびにそれに關するあらゆる出願書および登録書を含みます。
- 1.6. [意図的に空白となっております]
- 1.7. 「**ライセンス容量**」は、本件注文に指定された使用許諾対象の各本件プログラムの数量を意味します。

- 1.8. 「**オブジェクトコード**」は、すべてのコンピュータプログラミングコードなど、コンピュータによって直接実行可能な、完全にバイナリ形式のソフトウェアを意味し、これには、実行可能なコードの意図された使用をサポートするのに必要なヘルプ、メッセージ、オーバーレイ、およびその他のファイルが含まれます。
- 1.9. 「**オープンソースソフトウェア**」は、使用・修正・配布の条件として、結果的として生じるソフトウェアを(i)ソースコード形式で開示もしくは配布し、(ii)派生品の作成のために使用許諾し、または(iii)無料で再配布可能にしなければならないことが要求される、オープンソースの、もしくはその他のライセンスを意味します。
- 1.10. 「**本件注文**」は、合意された書面の文書もしくは電子的な文書であって、本契約の諸条項が適用されるもので、使用許諾される本件プログラム、そのライセンス容量、適用される料金(税金を含みます)、支払条件および購入する本件サポートもしくは本件パッケージサービス商品ならびにその他の適用条項を指定するものです(追加の認定ユーザーの一覧などが含まれ、疑義を避けるため明記しておきますと、ライセンシーはそれらの認定ユーザーが本契約に合意し、本契約を順守することについて責任を負うものとし、当該義務は3条の一部を構成するものとし、本契約上の注文について両当事者が管理する便宜上の目的に限り、ライセンシーは、両当事者が HCL の注文書式(HCL プログラム使用許諾およびサポート注文書)に署名するのに代えて、自らの注文書を発行することができるものとし、当該注文書は、注文の目的上は本件注文とみなされるものとし、当該注文書は本契約の条項に服するものとし、注文書の目的は本契約に基づく注文がなされる際に価格、選択された製品/サービス、および数量を特定することに限定されますので、当該注文書中のこれと異なる条項(それが支払条件、税金、保証、本件サポートの範囲、責任制限、契約解除またはその他の事項のいずれに関するかを問いません)は適用されないものとし、ある本件注文中で適用がありうる相反条項または追加条項について本契約が言及していても、その全てが、本件注文として使用された注文書に適用されるわけではありません。本項の定めに従うことを条件として、HCL(およびその関連会社)は、事務処理上、注文書を受領可能なものとします。
- 1.11. 「**本件パッケージサービス商品**」は、本契約に付属書 A として添付されるパッケージサービス商品補足に詳しく説明されるとおり、HCL が履行する、前払条件のサービスを意味し、本件注文の規定に従って、当初購入日から開始する指定期間内に履行されるものです。
- 1.12. 「**前提資料**」は、ライセンシーが定めた、事前に必要なソフトウェアもしくは資料(第三者および/または HCL が使用許諾したもの)を意味し、本件プログラムの性能が本件文書に従っているか否かを確認するために必要であり、本件プログラムの一部ではなく、また本件プログラムのシステム要件で指定されているものです。
- 1.13. 「**本件問題**」は、本件プログラムを指定された前提資料および/またはプラットフォーム(9.2 条で定義します)とともに使うと、本件プログラムの運用により本件文書からの逸脱が引き起こされる再現条件を意味し、これにより、ライセンシーが本件文書に記述された方法で本件プログラムを使用する能力に影響が生じることをいいます。
- 1.14. 「**本件プログラム(単数または複数)**」は、HCL からライセンシーに提供されたソフトウェア(第三者のソフトウェアを含みます)のオブジェクトコードおよびそれに付随する本件文書を意味し、これには、サポートの下で HCL からライセンシーに提供されたすべてのアイテムが含まれます。
- 1.15. 「**ソースコード**」は、人間が読み取り可能な形式の、システムレベル文書に関連したコンピュータプログラミングコードを意味し、これには、関連するすべてのコメント、記号、およびジョブ制御言語などの任意の手続型コードが含まれます。
- 1.16. 「**本件サポート**」は、<https://hclpnpsupport.hcltech.com/csm> に掲載の現行のサポートガイドに説明されている、HCL から提供されるサポートサービスを意味します。本件サポートは、本件注文に詳しく記載される、または本契約に基づき提供される本件プログラムにより利用可能とされるものです。本件サポートは、状況に応じて、標準サポート、プレミアムサポートまたは延長サポートにより構成されます。

「**標準サポート**」は、セルフヘルプコンテンツへのアクセス、およびサポートポータルへの質問提出を通じて利用可能となるテクニカルサポートエンジニアへのアクセスから構成されています。

「**プレミアムサポート**」は、標準サポートよりも能動的で迅速なサポートを受けられるよう、ライセンシーを支援する指定担当者を任命するなど、特定の追加特典で構成されます。プレミアムサポートには、標準サポートの料金

に加えて追加料金がかかります。プレミアムサポートは <https://hclpnpsupport.hcltech.com/csm> に掲載のサポートガイドに詳しく説明されています。

「**延長サポート**」は、本件プログラムの旧バージョンへの標準サポートを提供するものです。延長サポートには追加料金がかかります。

- 1.17. 「**本件販売地域**」は、本件注文で詳述されるとおり、ライセンシーが本件プログラムをインストールし、もしくは本件パッケージサービス商品の提供を受けることを許諾される国または諸国を意味します。
- 1.18. 「**第三者のソフトウェア**」は、プログラムに組み込まれた、もしくは含まれた第三者のソフトウェア、ライブラリーおよびコンポーネントを意味します。

2. 契約の構成

有効な本件注文に関係する場合に限り、ライセンスが許諾され、本件サポートを受けることができます。それぞれの本件注文には本契約条項が適用され、それに別途明示的に記載されない限り、各本件注文は、それぞれ他の本件注文とは独立した個別契約とみなされます。本件注文は、本契約に基づき、(a)HCL もしくは HCL の関連会社と(b)ライセンサーもしくはライセンサーの関連会社との間で締結可能です。本件注文に関して、HCL(またはライセンサー)もしくはライセンサー(またはお客様)という用語は、上記本件注文を締結する事業体に言及するものとみなされます。本契約の締結により、またはそれに記載されたいかなる内容によっても、いずれの当事者もいかなる本件注文も締結するように義務付けられるものではありません。1 件の本件注文が HCL から提案され、その提示がおこなわれた場合、こうした提示の承諾の範囲は当該本件注文にて提示された条件に限定されます。1.10 条(本件注文)中でも規定されている通り、ライセンサーが、ライセンサー自身の購入注文、注文書、確認書、またはその他のライセンサーの通信書面を提出して本件注文を提案するか、それを承諾する場合、HCL は、こうした文書に基づき確認、承諾、または全体的もしくは部分的に履行したか否かにかかわらず、当該文書に定められた追加の条件もしくは異なる条件に異議を唱え、それを拒否します。HCL が請求書発行の目的で当該文書を使用したり、参照したりする場合でも、かかる追加の条件や異なる条件はいかなるものも、両当事者間の合意の一部とはならないものとします。

3. ライセンスの許諾

- 3.1. 本契約および有効な本件注文に記載された条項、条件、およびその他の制限(そこに定められた料金のタイムリーな支払いを含みます)に服することを条件として、HCL は本 HCL IPR に基づき、本件プログラムを(i)ライセンス容量まで、(ii)ライセンサーの内部事業目的のために、また(iii)本件文書および該当する本件注文に従って、インストールし、それにアクセスし、また使用するサブライセンス権なしの非排他的、譲渡不能、制限付き、撤回可能なライセンスを、ライセンサーに許諾します。疑義を避けるため明記しておきますと、ライセンサーには派生品を作成し、本件プログラムを譲渡、頒布、リース、貸与またはその他の方法で移転する権利はありません。
- 3.2. ライセンサーの関連会社は、本契約条項に基づき本件プログラムおよび本件サポートをインストールし、それにアクセスし、使用することができますが、ライセンサーは、その関連会社(およびその他の認可ユーザー)が本契約条項および本件注文条項に同意し、それを順守するように確保する完全な責任を負います。
- 3.3. ライセンサーは本契約をもって、本件プログラムにはオープンソースソフトウェアが含まれる可能性があり、また前提資料が必要となる場合があることを確認します。本件プログラムにオープンソースソフトウェアが含まれる場合、ライセンサーは当該オープンソースソフトウェアの使用に関して当該オープンソースソフトウェアの規約が適用されることに同意しますが、それは本契約中のライセンス条項がオープンソースソフトウェアのライセンス条項と調和的であることを条件とします。本件プログラムが前提資料に依拠する場合でかつ本件注文で別途の規定がされていない限り、ライセンサーは以下について同意します。(a)HCL およびその関連会社は、該当する前提資料を使用するためにいずれの知的財産権もライセンサーのために取得しておらず、もしくはライセンサーに譲渡していないこと、(b)ライセンサーは、その費用・経費負担により前提資料に対する必要な権利/ライセンスを獲得する単独の責任を有すること、(c)HCL は前提資料に対し、いかなる保証、サポートもおこなわないこと、また(d)前提資料に関連する申立てはすべて、そうした前提資料の該当する第三者サービスプロバイダーに対しておこなうこと。

4. ライセンスの制限

4.1. 制限

第 3 条にて明示的に許諾される制限付きライセンスを除き、ライセンサーは、禁反言によるか否かにかかわらず、明示的にも黙示的にも、本件プログラムに対するいかなる追加のライセンスも許諾されません。ライセンサーによる一切の本件プログラムの使用に関する詳細な制限は、以下に定めるとおりです。本契約により明示的に許諾される場合を除き、ライセンサーは以下のことをおこなわないものとします。

- 4.1.1. 法律により要請される場合を除き、派生品を作成し、その他の方法で本件プログラムを使用、複製、頒布、譲渡、サブライセンス供与、リース、貸与し、またはその他の方法で移転すること。

- 4.1.2. 自身の代理でおよび／または非関連の第三者の代理でアウトソーシングもしくはサービスビューロの環境で、本件プログラムを使用すること、またはアウトソーシングもしくはサービスビューロ提供者がライセンシーの代理で本件プログラムを使用するのを許可すること。
- 4.1.3. オンプレミス配布としてエンドユーザーに本件プログラムを配布すること、または複数のエンドユーザーに、クラウドサービスもしくは Software-as-a-Service (SaaS) として本件プログラムを提供すること。
- 4.1.4. オブジェクトコードで提供されている本件プログラムのソースコードをリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、変換する、もしくはその他の方法で発見しようと試みることを。ただし、ライセンシーが(契約上の放棄をする機会なしに)事業活動する場所の国内法、地域の法律により許可される場合で、かつ特定のプログラムに組み込まれたオブジェクトコードの特定の複製にのみ関連する場合を除く。
- 4.1.5. 本件プログラムのコンポーネント、ファイル、モジュール、視聴覚コンテンツ、もしくは関連の使用許諾対象資料を本件プログラムから分離して使用すること。
- 4.1.6. 本件プログラム内のライセンスメカニズムを無効にするか迂回しようと試みることを。
- 4.1.7. 本件プログラム内の著作権、商標もしくは特許表示を改ざん、または削除すること。
- 4.1.8. 本件プログラムをオープンソースソフトウェアとして使用許諾しなければならない方法で使用すること。

5. フィードバック

ライセンシーには、HCL にフィードバックを提供する義務はありません。ライセンシーは、HCL にフィードバックを提供する場合、本契約をもって HCL に対し、フィードバックについてライセンシーが有する知的財産権のすべてに基づき、派生品を作成し、使用し、販売し、販売のオファーをおこない、作成させ、輸入し、再現し、使用可能な状態に整え、当該フィードバックを配布し、組み入れ、またはその他の方法で活用する、サブライセンスの権利を伴わない、世界規模の、非排他的、永久的、撤回不能、ロイヤルティなしのライセンスを許諾するものとします。

6. 保有権

ライセンシーは、ライセンシーと HCL との間では、HCL が本件プログラムおよび本件パッケージサービス商品に関する IPR のすべてについて排他的な権利、権限、利益を有することを認めます。本契約で想定される取引に関係して「購入」「販売」または類似の用語を使用する場合でも、本件プログラムは使用許諾されるものであり、売却されるものではありません。

7. 納入

本契約期間中、ライセンシーが料金をタイムリーに支払うことを条件として、HCL はライセンシーに本件プログラムを使用可能にします。ライセンシーは、電子的に納入された本件プログラムについて、HCL からの要請に応じて、指定されたアイテムを電子的に受領したことを裏付ける文書を HCL に提供することに同意します。プログラムは、運送業者に物理的に納入した日、もしくは、電子的ダウンロードの場合はアクセスコード(単数または複数)の提供により納品した日のうち、より早期に発生した日に受領されたものとします。

8. アップデート

8.1. [意図的に空白となっております]

8.2. ライセンシーが本件プログラムに対する本件アップデート(第 9.5 項に定義)、修正、もしくはパッチを受領する場合、ライセンシーは本件文書に明記されたこうした本件アップデート、修正もしくはパッチに適用される任意の追加条項または個別条項を承諾したことになります。追加条項または個別条項が提供されない場合には、本件アップデート、修正もしくはパッチは、本契約の規定および条件に従います。

8.3. 本件プログラムが本件アップデート(第 9.5 項に定義)により交換された場合、ライセンシーは速やかに交換された本件プログラムの使用を中止することに同意します。

8.4. 業界の指示および技術上の変更により、HCL は本件プログラムの追加リリースを中止する場合があります。こうした状況の場合、HCL はリリースされたバージョンの本件プログラムを引き続き発送する場合があります。発送されたすべてのバージョンには本契約が適用されます。

9. サポートおよびパッケージサービス

- 9.1. 本件プログラムのライセンスを購入すると同時に、ライセンシーは、追加費用なしに、本件注文に明記された本件プログラムの標準サポートを、本件注文から最初の 12 か月間受けることができます。別途、本件注文または個別契約の締結を通じてとなりますが、更新期間における標準サポートについて、またはプレミアムサポートや延長サポートについて、HCL は、提供申入れをする場合があります、ライセンシーはそれを購入することができます。サポートの詳細な説明は、本契約に参照形式で組み込まれているとおり、<https://hclpnpsupport.hcltech.com/csm>（以下「サポート WEB サイト」といいます）に掲載される、HCL サポートガイド（以下「サポートガイド」といいます）をご覧ください。
- 9.2. HCL は、以下とともに本件プログラムを使用する場合に限り、本件サポートを提供します。(a) 前提資料、および (b) 該当する本文書に定めた基準に適合する、データベースサーバーシステム、ネットワーク、アプリケーションサーバーシステム、およびライセンシーシステムを含む第三者の装置、オペレーティングシステム、ハードウェア、ならびに第三者のソフトウェア（以下総称して「プラットフォーム」といいます）。ライセンシーは、HCL に対して、本件サポートサービスの履行に必要な場合、本件プログラム、前提資料ならびに支援用のプラットフォーム、装置、システム、文書、およびサービスへの合理的なアクセス（遠隔アクセスを含みます）を許可します。本件サポートには一部の事項が含まれていません。本件サポートから除外されるものの一覧については、サポートガイドをご覧ください。
- 9.3. 特定の本件プログラムのバージョンまたはリリースの本件サポートは、HCL がこうしたバージョンまたはリリースの提供を終了するとき（以下「サポート終了リリース」といいます）までに限り、ご利用いただけます。本件サポートの提供を終了するときには、ライセンシーはサポートされていた本件プログラムのバージョンもしくはリリースをアップグレードして、継続して本件サポートを受けられるようにする必要があります。ただし、HCL は（自身の単独の裁量で）、ライセンシーが HCL と個別に本件注文を締結して、本件プログラムの延長サポートを予約購読する場合、相互に合意した追加料金により、サポート終了リリース製品のための本件サポートを延長する場合があります。しかし、こうした場合、HCL は既存のコードのパッチと修正のみを提供し、サポート終了リリースに対し新たなパッチや修正を開発したり提供したりはしないものとします。
- 9.4. HCL は、商業的に合理的な努力を払い、サポートガイドに従って各本件問題（ライセンシーから提出されたもの）の解決策を提供するようにします。
- 9.5. HCL の本件サポートが有効な期間、HCL は、本件サポートの一部として利用可能な欠陥の是正、制限、バイパス、新バージョン、リリース、アップデート（以下「本件アップデート」といいます）を利用可能にする場合があります。HCL は自身の裁量によりすべての本件アップデートの内容と時期を決定します。本件アップデートは定期的には発行されません。ライセンシーがその時点で使用しているリリースよりも後のリリースにおいて、本件問題の解決がおこなわれている場合、その本件問題を解決するには、ライセンシーに、本件問題が解決されている当該リリースに移行していただく必要があります。本件アップデートは、場合に応じて、本件プログラムの一部とみなされます。本件アップデートには、第 8.2 項を条件として、本契約に定めた諸条項が適用され、それに基づき使用していただきます。本件注文、作業指示書、またはその他の両当事者による書面の合意に別途記載されない限り、ライセンシーは各本件アップデートをインストールし、実装することについて責任を負います。HCL は、当該本件アップデートのための特定のインストール要件に関する文書をライセンシーに提供します。HCL は、本件サポートの失効が許可された時点で、本件アップデートの提供を終了します（ライセンシーが受け入れないことを選択したサポート期間中に利用可能だった本件アップデートも含まれます）。ただし、こうした本件アップデートは、追加サポートもしくは延長サポートの一部として、HCL により（その単独の裁量で）利用可能になる場合があります。
- 9.6. サポートは、以下を含めませんがこれに限られず、ライセンシーもしくはその代理人の作為、不作為、またはその他の非 HCL 人員もしくは事業体により引き起こされた、本件プログラム内の問題、故障、欠陥を対象としません。(a) 本件プログラムの誤用もしくは本件プログラムへの損傷、(b) HCL がおこなったのではない本件プログラムへの修正、もしくは HCL が事前に書面で許可していない本件プログラムへの修正、(c) 本件プログラムと、HCL が提供したのではない他のソフトウェア、ハードウェア、クラウドインフラストラクチャーとの組み合わせもしくは使用、または (d) 本文書もしくは書面で相互に合意されたシステム要件に説明していない運用環境での本件プログラムの使用。HCL は、HCL が作業を実施して上記の除外規定が原因であると判断した場合、そうした作業についてその時点で有効な標準的な HCL の 1 時間当たりの料金を請求する権利を留保します。本件問題（またはその他の課題）が前提資料、プラットフォーム、ハードウェア、ソフトウェアクラウドインフラストラクチャー、もしくは HCL が提供したの

ではないサービスに起因する場合、ライセンサーは適切な第三者に連絡して、その問題への解決策を入手する責任があります。

- 9.7. HCL は、ライセンサーへの本件サポートの年単位の応当日を発効日として、本件サポートを変更する場合があります。本件サポート条件に重大な変更を行う場合、HCL はサポート WEB サイトにこうした変更について通知します。HCL は、ある本件プログラムのすべてのライセンサーに全般的にサービスの提供を中止する場合、当該本件プログラム(本件プログラムの以前のリリースもしくは古いバージョンを含みます)の本件サポートを中止する権利を留保します。ただし、この中止は、次の更新期間から適用されるものとします。ライセンサーが本件サポートを解除してから(本件サポートの失効を許可することを含みます)、本件サポートに再登録する場合、HCL は復帰料金を請求する権利を留保します。
- 9.8. HCL はその単独の裁量により随時、前払いの本件パッケージサービス商品を購入できるようにする場合があります。本件パッケージサービス商品は、本契約に参照形式でその条件が組み込まれている、本契約の付属書 A に記載の条項に従って提供されます。

10. ライセンサーのデータおよびデータベース

- 10.1. ライセンサーが本件プログラムのエラーまたは本件問題の原因を特定するのを支援するために、HCL はライセンサーに、(i) HCL が遠隔でもしくは物理的にライセンサーのシステムにアクセスするのを許可する場合、または(ii) ライセンサーの情報、ライセンスデータ(以下に定義)もしくはシステムデータを HCL に送付するように要請する場合があります。ライセンサーは、HCL が自身の製品とサービスを改善し、また関連のサポートの提供に役立てるために、HCL にエラーおよび本件問題についての情報を使用することを認めます。ライセンサーは、HCL に対して、上記の目的のために本件プログラムに関する上記の情報およびその他のフィードバックを使用する権利を付与します。これには、HCL の関連会社と協力会社(ライセンサーが所在する国以外の複数の国に所在するものを含みます)が使用する権利も含まれます。
- 10.2. ライセンサーは、(i) ライセンサーが HCL に使用可能にしたデータおよびデータベースのコンテンツ(以下「**ライセンサーのデータ**」といいます)、(ii) データへのアクセス、データ(個人を特定可能なデータを含みます)のセキュリティ、暗号化、使用および伝送に関する手順と管理策の選定と導入、および(iii) ライセンサーのデータを含む、データベースおよび保存データのバックアップと復元について、依然として責任を負います。ライセンサーは、ライセンサーのデータの一部であるか、電子形式もしくはその他の形式であるかにかかわらず、個人を特定可能な情報について、HCL に対しこれを送付しない、あるいは、それへのアクセスを HCL に許可しないものとします。また、ライセンサーは、第三者の請求に起因する賠償責任額を含め、HCL に意図的にもしくは誤って提供した上記の情報、または HCL による上記情報の喪失もしくは開示に関して HCL が被った合理的な費用およびその他の金額を負担するものとします。

11. 支払い

- 11.1. **料金** ライセンサーは本注文に詳述される料金を支払うものとします。本注文に規定される場合を除き、本注文におけるすべての金額は米ドル(USD)建てとし、支払いは前払いとします。ライセンサーは HCL に、本注文に基づき発行された請求書の金額を、請求日から 30 日以内に支払います。ライセンサーは、HCL が書面で指示した指定銀行口座に電子送金の形で本注文に基づくすべての支払いを行うものとします。本注文に基づく支払い期日超過額については、当初支払期日から起算して、1 か月あたり 1%の利息もしくは最高法定金利のうち低い方の利息を支払うものとします。本契約で規定される場合を除き、すべての料金は払い戻し不可、かつ取り消し不可です。
- 11.2. **税金** 見積もり料金は全て税別です。ライセンサーは、あらゆる物品販売税、使用税、付加価値税、GST(商品サービス税)および本注文に関連するその他の類似の税金または公租公課の支払いに対し責任を負います。ただし、HCL の純利益、粗利益または雇用義務に基づく税金は除きます。HCL が、いずれかの税金、料金を徴収し、送金するように適用法により義務付けられる場合、適切な税金、料金を請求し、それを該当する請求書に記載します。ライセンサーは、源泉徴収税が法律で要求される場合、HCL に支払われる純支払い額が、適用される

源泉徴収税を控除後に源泉徴収税が適用されなかったときと同額になるように、本注文による支払い額がその金額の分、増額され、ライセンサーが源泉徴収税を負担することに同意します。ライセンサーは、HCL の請求書上の記載にかかわらず、適用される税金と料金の期限内の正確な支払いについて単独で責任を負います。

12. ライセンスの順守

ライセンサーは、ライセンサー、その関連会社、コンサルタント、サービス提供者および請負業者（以下総称して「**ライセンサーの事業者**」といいます）が本契約および／または本件注文を順守して使用しているかを検証するために、HCL がこれらのソフトウェアログを 12 か月間に 1 回を超えない頻度で監査できることに同意します。HCL はライセンサーが本契約の条項を順守していることを検証するのに必要な範囲で、こうしたソフトウェアログのコピーをとることができます。HCL は、自社で監査を実施するか、または自身の選択により当該監査をおこなうために独立の第三者を雇う場合があります。ただし、こうした第三者は本契約で規定されるのと一致した秘密義務に服するものとします。監査は、本件プログラムがインストールされ、使用され、遠隔からを含みアクセスされるライセンサーの事業者の任意の施設でおこなうことができます。HCL は監査に関係する自身の費用を負担します。HCL は監査をする 15 暦日前に通知をします。こうした監査はライセンサーの事業者の通常の業務時間内に、その業務への妨害を最小に抑える方法により実施します。ライセンサーの事業者は、HCL が当該監査を実行するために合理的に必要なあらゆる支援を提供します。監査により過少支払いが明らかになった場合、ライセンサーは速やかに該当する支払いをおこないます。監査により使用の過少報告が明らかになった場合、ライセンサーは、HCL のその時点のプログラムの料金表に基づいて速やかに差額を支払います。本契約のすべての条項と同様に、この条項における HCL の権利と救済は、本契約、任意の本件注文、コモンローもしくは衡平法の下で HCL に与えられるその他の権利と救済を毀損するものではありません。本項に基づく HCL の監査権は、本件注文もしくは本契約の解除または満了後も 2 年間は存続するものとします。

13. 期間および解除

13.1. 期間

本契約は発効日に効力を生じるものとし、また本契約に記載の条項に従って解除されるまで効力を維持するものとします。プログラムのライセンス有効期間（以下「**サブスクリプション期間**」といいます）およびサポート期間（以下「**サポート期間**」といいます）は該当する本件注文に定められています。サブスクリプション期間およびサポート期間は、それらの当初期間の終了後は、各 12 か月間の期間ごとに、それぞれ自動的に更新されるものとします。ただし、各当事者はその時点で有効な期間が終了する 90 日前までに他方当事者に更新しない旨の書面通知を送達することで、こうした更新を取り消す権利を有するものとします。

13.2. ライセンサーによる解除

ライセンサーは、HCL が本契約に対して重大な違反を犯し、かつその違反についてライセンサーが書面で HCL に通知後 30 日以内に当該違反を是正しない場合、HCL に書面で通知を送ることにより、本件注文記載の該当する本件プログラムのライセンスまたは本件サポートを解除することができます。

13.3. HCL による解除(または停止)

以下に該当する場合、HCL は本契約および任意の本件注文（単数または複数）を全体的または部分的に解除もしくは停止することができます。

- 13.3.1. ライセンサーが HCL の決定した信用要件を満たさず、また HCL から書面通知を受領後 30 日以内にこれを是正しない場合。（信用調査についてライセンサーの同意が必要な場合、ライセンサーは本契約をもって本契約期間中、取消不能な形でそれについて同意を与えます）。
- 13.3.2. ライセンサーが、HCL から未支払いについての書面通知を受領後 30 日以内に、本件注文に基づき適用される料金を HCL（場合に応じて、HCL のビジネスパートナーもしくは再販業者）に支払わない場合。
- 13.3.3. ライセンサーが HCL、その関連会社、またはそのライセンサーの知的財産権に違反するか、またはライセンス範囲外で本件プログラムを使用した場合（ただし、HCL は解除について事前に書面で通知を送ります）。
- 13.3.4. ライセンサーが本契約について重大な違反を犯し、かつその違反について HCL がライセンサーに書面通知後 30 日以内に、当該違反を是正しない場合。

- 13.3.5. ライセンシーが(i)自身について破産の申立てを提出するか、自身に対してかかる申立てが提出されている場合、(ii)自身の資産または業務を取り扱う管財人が指名された場合、または(iii)債権者の利益のために譲渡をおこなうか、またはかかる譲渡を試みている場合(いずれの場合も、HCL は解除について事前に書面で通知を送ります)。
- 13.3.6. 第 13.3 項に限り、HCL からの書面通知には電子メールによるものを含めます。
- 13.3.7. 疑義を避けるため明記しておきますと、(a)HCL による本契約に基づく解除または停止の権利には、遠隔でライセンスキーを無効化する、もしくはサポートを遮断することが含まれ(これに限りません)、また(b)HCL の解除または停止の権利は、HCL が有する可能性があるその他のすべての権利に追加されるものです。

13.4. 解除および／または期限満了の影響

本契約または本件注文が全体的また部分的に解除されるか、その期限が満了する場合には、以下に従うものとします。

- 13.4.1. 永久ライセンスを除き(本契約の規定に従い終了する場合を除きます)、本契約に基づき使用を許諾された、影響を受けるライセンスはすべて終了します。
- 13.4.2. ライセンシーは解除日もしくは満了日に HCL に対し、本契約および／または本件注文について未払額の総額を支払うものとします。また、ライセンシーは、正当な理由により解除したのでない場合、本契約もしくは本件注文(場合に応じます)が解除されていないければ、支払われるはずだったすべての料金を支払うものとします。
- 13.4.3. ライセンシーは、ライセンシーが所持している、解除対象たる本件プログラムおよび本件文書のすべてのコピーを HCL に返却し、および／またはそれを破棄したことを証明します(永久ライセンスは除外します。ただし、本契約の規定により終了する場合を除きます)。
- 13.4.4. 本契約に基づくすべての本件サポート義務で影響を受けるものは解除され、ライセンシーは、これにアクセスすることはできません。

14. 秘密保持

本契約で明示的に許可される場合を除き、ライセンシーは、HCL から利用可能にされた本件プログラム、本件文書、およびその他のすべての非公開の、もしくは専有の情報を守秘します(以下「**秘密情報**」といいます)。ライセンシーは、HCL が提供した本件プログラム、本件文書およびパッケージサービス資料を、HCL の専有の営業秘密として扱うこと、また、秘密情報を、自らの施設内に所在する、知る必要があり、かつ本契約に記載される制限と同等以上の厳格な制限に従う、自身の従業員および請負業者に対してする場合(または本契約で許可されるその他の場合)以外では、いかなる人もしくは事業者に対しても、いかなる形式によっても、利用可能にしないことに同意します(非従業員の場合は、上記の制限を関係する請負業者によって締結される書面の契約に盛り込むものとします)。ライセンシーは、従業員との書面の契約などにより、自身で自らの企業秘密情報を保護するための秘密保持システムを維持していること、そして、こうしたシステムを用いて、相当の程度を下回らない注意を払って秘密情報を保護すること、またライセンシーは情報受領者が本条の規定を順守することを確認することを、HCL に対して表明し、保証します。ライセンシーは、いかなるときにも、秘密情報の無許可の使用もしくは開示に気付いた場合、こうした無許可の使用もしくは開示に関して自身が知っているすべての事実を速やかに全面的に HCL に知らせ、また合理的範囲で HCL と協力して、開示を制限するための保護命令またはこうしたその他の適切な救済策を追求するものとします。

15. 保証および適用除外

- 15.1. (a) ライセンサーが本件プログラムのライセンスを当初許諾された期日から起算する 1 年間、または (b) ライセンサーへの本件サポートが有効である期間のうち、より長期の期間（以下「**プログラム保証期間**」といいます）、HCL は以下について保証します。(i) 本件プログラムが、指示された前提資料および／またはプラットフォームとともに使用されている場合は、その本件文書に従って実質的に機能すること、(ii) HCL は業界標準に相当する商業的に合理的な努力を払い、ソフトウェアウィルスを精査し、削除していること、および (iii) 本件プログラムの運用に（または、本契約で許可される停止／解除の際に HCL が使用するために）必要となる場合があるパスワード、ライセンスキーを除き、本件文書に取り上げていないコードはないこと、また本件文書に従ってプログラムの通常の運用を削除、妨害、または無効にするように設計されているコードはないこと（以下「**プログラム保証**」といいます）。(a) ライセンサーが本件プログラムのライセンスを当初許諾された期日から起算する 1 年間、または (b) ライセンサーへの本件サポートが有効である期間のうち、より長期の期間（以下「**サポート保証期間**」といいます）、HCL は、本件サポートが本契約もしくは該当する本件注文に従って実質的に機能することを保証します（以下「**サポート保証**」といいます）。
- 15.2. プログラム保証およびサポート保証は、以下を含めますがこれに限らず、ライセンサーもしくはその代理人の作為、不作為、またはその他の非 HCL 人員もしくは事業体により引き起こされた、本件プログラム内の本件問題、故障、欠陥を対象としません。(a) 本件プログラムの誤用もしくは本件プログラムへの損傷、(b) HCL がおこなったのではない本件プログラムへの修正、もしくは HCL が事前に書面で許可していない本件プログラムへの修正、(c) 本件プログラムと、HCL が提供したのではない他のソフトウェア、ハードウェア、クラウドインフラストラクチャーとの組み合わせもしくは使用、または (d) 本件文書もしくは書面で相互に合意されたシステム要件に説明していない運用環境での本件プログラムの使用。
- 15.3. 第 15.1 項に明示的に定めたこの制限付き保証は、ライセンサーに対する唯一の保証です。HCL は、商品性、満足のいく品質、特定目的への適合性、権原およびあらゆる非侵害の保証もしくは条件を含みますがこれに限られず、明示的にも黙示的にもその他のあらゆる保証もしくは条件を否認します。一部の州または裁判管轄では、明示的もしくは黙示的保証の除外を許可していないため、上記の適用除外がライセンサーに適用されない場合があります。そうした場合、上記の保証は、保証が継続する期間に制限されます。保証期間の経過後には、いかなる保証も適用されません。一部の州または裁判管轄では黙示保証の持続期間の制限を許可していないため、上記の適用除外がライセンサーに適用されない場合があります。
- 15.4. 第 15 条の保証はプログラムのライセンスを許諾する HCL の事業体からのみ提供され、第三者もしくはその他の HCL の事業体から提供されるものではありません。ただし、第 15 条の否認は、すべての HCL の事業体およびそれらのライセンサーおよび第三者のソフトウェアのサプライヤーにも適用されます。上記のサプライヤーはそうしたソフトウェアを一切の保証もしくは条件なしに提供します。
- 15.5. 前述のプログラム保証およびサポート保証への違反に対する唯一の救済策は、HCL が自身の費用負担により、プログラム保証期間もしくはサポート保証期間内（場合に応じます）に送られた書面通知に対応して、自身の裁量により、上記の基準に適合するように、本件プログラムを修理または交換するか、または本件サポートを再度履行することです。
- 15.6. 誤解のないように述べておきますと、ライセンサーが本件サポートを解除してから（本件サポートの失効を許可することを含みます）、本件サポートに再登録する場合、プログラム保証およびサポート保証は、本件サポートが失効していた期間ではなく、本件サポートが有効な期間にのみ適用されます。

16. 補償

- 16.1. HCL は、本契約に基づき提供したいずれかの本件プログラムがいずれかの特許、営業秘密もしくは著作権の直接的侵害を構成するとの主張に基づいて、訴訟もしくは法的手続の形式で、ライセンサーにもたらされた非関連会社の第三者からの請求について、自身の裁量でこれを解決するか防御します。また HCL は、請求に関してライセンサーに対して最終的に裁定されるか、または HCL による和解において合意されたすべての損害額および費用を支払います。請求、主張もしくは訴訟が生じた場合、HCL はその単独の裁量により、侵害のある資料を削除する方法で本件プログラムをリエンジニアリングするか、または本件プログラムを非侵害のソフトウェアに交換

するか、本契約もしくは該当する本件注文を解除するかできるものとします。HCL は、当該訴訟が以下に起因する請求に基づく場合、いかなる費用もしくは損害額についても責任を負わず、またライセンサーを補償または防御しません。

- 16.1.1. HCL による納入後に、HCL 以外の組織が本件プログラムを修正した場合。
 - 16.1.2. 本件プログラムを、HCL が提供したのではないハードウェアもしくはソフトウェアと組み合わせて使用した場合。ただし、本件文書において、そうしたハードウェアもしくはソフトウェアとの組み合わせについて(ライセンサーにそうした組み合わせを実行しないように指示しないで)言及がされていた場合を除きます。
 - 16.1.3. 本件プログラムを不正に使用した場合。または、
 - 16.1.4. ライセンサーが、更新またはアップグレードを組み込んでいれば主張された侵害を回避できたはずだったのに、かかる更新またはアップグレーを組み込んでいなかった場合。
- 16.2. 上記の義務は以下の条件に服します。(i) HCL が上記請求について速やかに書面で知らせを受けること。(ii) HCL が当該請求の防御もしくは解決を管理すること。および(iii) ライセンサーは合理的範囲で協力し、必要なすべての権限、情報および支援を提供すること。

17. 責任の制限

- 17.1. いずれの当事者も、当該当事者がそうした損害の可能性について知らされていた場合であろうと、その救済策では本質的な目的を果たせない場合であろうとも、決して、いかなる理由であれ、本契約のいずれかの条項に関係してもたらされた特別損害額、付随的損害額、間接的損害額または派生的損害額(利益の喪失、秘密情報またはその他の情報の喪失、事業中断、人身傷害、本件プログラムの使用もしくは使用不能性に多少なりとも起因して発生したプライバシーの損失、またはその他の損害額を含みますが、これに限られません)に対しては責任を負いません。
- 17.2. 第 3 条「ライセンスの許諾」、第 4 条「制限」、第 10.2 項「第三者の請求に対する責任」、第 14 条「秘密保持」への違反を除き、いかなる場合でも、いずれかの当事者(および HCL の関連会社およびサプライヤー)による直接的損害額に対する本契約に基づく累積的賠償責任額の総額は、(請求の根拠にかかわらず)影響を受けた製品またはサービスについて過去 12 か月間に、該当する本件注文に基づき、ライセンサーが HCL に支払った合計金額を超えないものとします。
- 17.3. 上記の否認、制限、適用除外規定は、一部の裁判管轄では無効の可能性があり、それらはライセンサーの裁判管轄における適用法令により許可される範囲でのみ適用される場合があります。ライセンサーは権利放棄または否認が不可能なその他の権利を有する可能性があります。HCL は、法律で許可されていない範囲にまで、ライセンサーの保証または救済策を制限する意図を有してはなりません。

18. その他の条項

- 18.1. **規定の矛盾**
本契約と本契約に基づく本件注文との間に矛盾がある場合、当該本件注文に関係する範囲に限り本件注文の条項が優先します。本契約と本件プログラムのライセンス情報との間に矛盾がある場合、当該本件プログラムに関する場合に限り当該ライセンス情報が優先しますが、その他では本契約条項が優先します。
- 18.2. **業務上の連絡情報**
ライセンサーは、HCL とその関連会社(ならびにそれらの承継者と譲受人、および請負業者)に対し、HCL の製品とサービスに関連して、もしくは HCL とライセンサーとの業務関係を深めるために、事業活動の過程でいつでも、ライセンサーの業務上の連絡情報を保存し、使用することを許可します。
- 18.3. **不可抗力**
いずれの当事者も、天災、戦争、暴動、通商禁止措置、文官もしくは軍事当局者の行為、ベンダーの納入遅延、火災、洪水、事故、ストライキ、輸送・設備・燃料・エネルギー・労働力・資材が確保できない事由を含みますがこれに限られず、当事者の合理的な支配を超える予測不可能な状況または原因により履行できないことについて責任を負いません(ライセンサーの金銭的義務を除きます)。不可抗力事由の場合、納入時

期もしくはその他の履行のための時間は、それにより引き起こされた遅延が継続する期間と等しい期間延長されます。

18.4. **輸出**

ライセンサーは、特定の諸国もしくは特定の最終用途、特定のエンドユーザーへの直接的または間接的な製品、技術、サービスまたはデータの輸出、再輸出または転送を禁止または制限する米国の法律を含め、適用されるすべての輸出入法および関連の通商禁止措置、経済制裁規制を順守します。ライセンサーは、本件プログラムには米国輸出法令が適用されることを認めます。ライセンサーは、米国の輸出ライセンスまたは輸出規制により許可されない限り、ライセンサーが本契約に基づき HCL から提供されたプログラムを (i) 米国輸出法令に基づく通商禁止対象国／テロリスト国とみなされる諸国 (または諸国の国民) あるいは (ii) 禁止対象エンドユーザー、または核、宇宙、ミサイル、武器装置などの最終用途のために、輸出または再輸出しないことに同意します。本契約の時点で、以下の国が禁止対象国、テロリスト国とみなされています: キューバ、イラン、北朝鮮、スーダンおよびシリア。

18.5. **腐敗行為禁止法およびその他の法律**

各当事者は、法令順守が、直接的または間接的に本契約またはいずれかの当事者による本契約に基づく権利の行使や義務の遂行に関係または関連する場合、自身の費用負担により、腐敗行為・贈収賄を禁止するすべての法律 (該当する場合、米国の 1977 年連邦海外腐敗行為防止法など)、政府と公共団体との取引を規定する法律、独占禁止・競争法、インサイダー取引・証券・財務報告に関する法律、消費者の取引を規定する法律を含みますがこれに限られず、適用されるあらゆる法律を順守します。

18.6. **通知**

本契約に規定される場合を除き、本契約により要請もしくは許可されたすべての通知は書面でおこなうものとし、(i) 郵送料前払いの、受け取り証明付き郵便、もしくは書留郵便、配達証明郵便により、または (ii) ファクシミリにより (ファクシミリ受領が伝送完了の印刷記録により証明されることを条件とする)、または (iii) 配達受領を知らせる速達郵便もしくは宅配サービスにより送付した場合に、有効かつ十分であるものとします。通知は、信頼できる確認により立証された場合、受領時に有効となります。通知は、該当する本件注文もしくは本契約に記載された連絡先情報を用いて、当事者宛てに送るものとします。いずれの当事者も、上記に記載する方法によって他方当事者に通知することで、自身の住所もしくはその他の連絡先情報を変更することができます。

18.7. **請求の制限**

契約上の権利放棄の可能性なしに適用法により許可される場合を除き、(i) いずれの当事者も、訴訟原因の発生から 2 年経過した後は、本契約に由来するか関係して生じる請求について、形式を問わずに、法的行為を起こさないものとし、また (ii) こうした期限の経過後、上記の請求、およびその請求に関連するすべてのそれぞれの権利は、失効するものとします。

18.8. **存続**

第 1 条、4 条、5 条、6 条、11 条、12 条、13 条、16 条、および 17 条のすべての条項は本契約の満了もしくは解除後も存続します。

18.9. **譲渡**

HCL は一部またはすべての関連会社に、本契約に基づく自身の権利および／または義務、もしくはその任意の部分を譲渡したり、委任したりでき、また本契約に基づく支払い権を譲渡することができます。ライセンサーは、HCL から書面の同意を得ずに、本契約または本契約に基づく本件注文を譲渡または移転しないものとします。本契約に記載される場合を除き、ライセンサーによる本契約もしくは本件プログラムの譲渡または移転の試みは無効です。

18.10. **両当事者の関係**

両当事者間の関係は互いに独立した契約者の関係です。本契約により、ライセンサーと HCL の間に提携関係または共同事業が構成されることはありません。ライセンサーは HCL の代理人もしくは代理業者ではなく、HCL はライセンサーの代理人もしくは代理業者ではありません。両者は、自身がそうであるように振舞わな

いものとし、または他方当事者にいかなる法的責任を負わせないものとし、HCL は、HCL のビジネスパートナーおよび再販業者の作為や不作為に対して責任を負いません。

18.11. **修正**

HCL は 3 か月以上前にライセンサーに書面の通知を送ることで、本契約を修正することができます。変更は遡及的ではなく、発効日の時点で、新規の本件注文、期限が満了していない継続中の本件注文、および更新にのみ適用されます。本注文に明記された所定の更新可能な契約期間を伴う取引について、ライセンサーは、変更発効日を現行の契約期間の終了時まで延期するように HCL に要請することができます。ライセンサーは、新規の本件注文をおこなうか、変更発効日後も引き続き利用するか、または変更通知の受領後、更新のための取引を許可することで、変更を承諾したことになります。上記の規定を除き、本契約への変更はすべて書面でおこない両当事者が承諾していなければなりません。

18.12. **可分性**

本契約またはその他の文書もしくは法律に基づき与えられた権利および救済は、累積的なものであり、単独で、もしくは同時に行使することができます。いずれかの当事者がいずれかの本契約の条項を行使しないことは、当該当事者がその後、その条項を行使する権利を放棄したものと解釈されません。本契約に明記された諸条項は分離可能であることを宣言します。本契約のいずれかの条項が無効、違法、執行不能と判断される場合でも、そのことで、残りの条項の有効性、合法性および執行可能性は全く影響を受けたり、損なわれりしません。

18.13. **副本**

本契約は複数の副本により締結できますが、それぞれを原本とみなします。ただし、それらはまとめて 1 つの同じ文書を構成します。

18.14. **差し止めによる救済**

ライセンサーは、HCL の知的財産権を侵害して本契約への違反が生じた場合、HCL がモンローもしくは衡平法上で有するその他の権利に加えて、保全的な差し止めによる救済またはその他の衡平法上の救済が必要かつ適切な救済となることに同意します。

18.15. **準拠法、裁判管轄、および陪審員裁判の放棄**

米国内の購入の場合には、本契約に基づきもしくはそれに関係して発生した請求は、(i) 別の裁判管轄の実体法が両当事者の権利および義務に適用されることになる抵触法の原則、(ii) 1980 年の国際物品売買契約に関する国連条約、または (iii) その他の国際法を参照せずに、カリフォルニア州の内部の実体法またはカリフォルニア州の連邦裁判所により規律されるものとし、米国内の購入について、各当事者は (i) 本契約により、本契約に基づくかそれに関係して生じたすべての紛争および訴訟についてカリフォルニア州の裁判所の裁判管轄に付託することに撤回不可能な形で同意し、かつ (ii) 本契約に由来するかそれに関係して生じたいかなる法的手続においても陪審員裁判に対するあらゆる権利を放棄します。米国外での購入の場合には、いずれの当事者も、本契約の主題にはライセンサーが本件プログラムのライセンスを取得した国の法律が適用され、いかなる方法であれ、当該法律により、本契約の主題に由来するか関係して生じたライセンサーおよび HCL のそれぞれの権利、義務、および責任が規定、解釈および行使されること、そして、その際に、(i) 別の裁判管轄の実体法が両当事者の権利と義務に適用されることになる抵触法の原則、(ii) 1980 年の国際物品売買契約に関する国連条約、または (iii) その他の国際法は参照しないことに、同意します。さらに、いかなる方法であれ、本契約の主題に由来するか関係して生じたすべての権利、義務および責任については、ライセンサーが本件プログラムのライセンスを取得した国の裁判所の裁判管轄に服します。

18.16. **米国政府の制限付き権利**

製品とサービスとともに提供される本件プログラムおよび本件文書は、連邦規則集 (C.F.R.) 第 48 巻 12.212 で使われる用語としての「商用コンピュータソフトウェア」と「商用コンピュータソフトウェア文書」で構成される、連邦規則集 (C.F.R.) 第 48 巻 12.101 で定義される用語としての「商用アイテム」です。連邦規則集第 48 巻 12.212 および連邦規則集第 48 巻 227.7202-1~227.7202-4 に準拠して、米国政府関係のすべてのエンドユーザーは、本契約に定めた権利のみを伴う本件プログラムと本件文書を取得します。

18.17. **公表**

いずれの当事者も、他方当事者からの事前の書面の同意を得ない限り、本契約、その内容、または関連する活動を言及する発表をおこなったり、もしくはプレスリリースをおこなわないものとします。

18.18. **完全な合意**

本契約は、本契約に従って締結された本件注文とともに、本件プログラムに関して、HCL およびライセンサーとの間の完全な合意であり、本件プログラム、もしくは本契約および／または本件注文で対象とされるその他の主題に関する事前の、同時発生の口頭、書面の通信、提案および表明に優先します。

付属書 A

パッケージサービス商品の補足

ライセンサーまたは顧客がパッケージサービス商品を購入した場合、本基本契約に添付される本付属書 A の諸条項が、こうしたパッケージサービス商品に関係して適用されるものとします。本付属書 A、パッケージサービス商品に関係して、本付属書 A、本基本使用許諾契約およびいずれかの本件注文の条項の間で矛盾がある場合は、本付属書 A の条項に準拠します。

「**パッケージサービス資料**」は、有効な本件注文により指定された本件パッケージサービス商品に関連して、HCL がユーザーに提供する場合がある、プログラムリスト、プログラミングツール、本件文書、報告書、図面および類似の作品などの著作物、もしくはその他の著作成果物を意味します。資料にはプログラムもしくは市販のソフトウェアは含まれません。

1. ライセンスの許諾

1.1. 本付属書 A および有効な本件注文に定められた条項、条件、およびその他の制限に服すること(そこに記載される料金のタイムリーな支払いを含みます)を条件として、HCL はライセンサーに、HCL の知的財産権に基づいて、ライセンサーの従業員のみがパッケージサービス資料を再現、実行、表示および使用する、非排他的な、譲渡可能な、制限付きの、支払い済み、撤回可能な、サブライセンス権を伴わないライセンスを許諾します。誤解のないように述べておきますと、ライセンサーには派生品を作成し、パッケージサービス資料を譲渡、頒布、リース、貸与またはその他の方法で移転する権利はありません。

1.2. ライセンサーの関連会社は、本付属書 A の条項に基づいて、パッケージサービス資料をインストールし、それにアクセスし、使用することができ、その場合、ライセンサーは自身の関連会社(およびその他の認可ユーザー)に本付属書 A、本基本使用許諾契約および本件注文の条項を順守させることについて、全面的な責任を負います。

2. 当事者の義務

2.1 HCL は関係する本件注文および本件パッケージサービス商品の説明文に明記された本件パッケージサービス商品を履行するものとします。HCL の履行は、ライセンサーがその義務を果たすことを条件としています。ライセンサーは HCL と協力し、また無料で、HCL に、遠隔アクセス、適切な作業スペース、設備、およびその他のサービス、人員、情報、ツール(ライセンスを含みます)、または HCL がサービスを履行するのに合理的に必要となる場合がある資料など、自身の施設およびコンピュータ機器への安全でタイムリーなアクセスを提供します。HCL はライセンサーの作為や不作為に起因する遅延、欠陥に対し責任を負わないものとします。

3. 検収

3.1 すべての本件パッケージサービス商品は、派生品なしに提供され、派生品の検収の審査と承認の対象にはなりません。本件注文で定義される本件パッケージサービス商品を通じて提供されるすべての資料は、納入時に検収されたときとみなされます。HCL は、以下の時点以降、パッケージサービス資料に対し追加の改訂をしません。(i) 本件パッケージサービス商品の期限に達したとき、または(ii) HCL が本件パッケージサービス商品について定義され明記された最大限のサービス提供努力をおこなったとき。

4. 支払いおよび納入

4.1. 本件パッケージサービス商品の料金は、関連する本件注文に記載されます。別途規定されない限り、出張費用および生計費用が含まれ、本件パッケージサービス商品の説明文に明記された制限が適用されます。

4.2. ライセンサーは、HCL が指定サービス期間内に各本件パッケージサービス商品を納入できるようにする責任があります。1 つ以上の本件パッケージサービス商品について本件注文で明記されたいずれかのサービスが指定サービス期間内に完了しないとき、両当事者が関連する本件注文の期間が満了するよりも前に書面で相互に合意する場合を除き、未完了のサービスは失効します。

5. 保証および適用除外

5.1. HCL は、本件パッケージサービス商品が、サービスの履行後 60 日間、プロフェッショナルに実用的に機能することを保証します(以下「保証期間」といいます)。

5.2. 第 5 条に明示的に定めたこの制限付き保証は、ライセンサーに対する唯一の保証です。HCL は、商品性、満足のいく品質、特定目的への適合性、権原およびあらゆる非侵害の保証もしくは条件を含みますがこれに限られず、明示的にも黙示的にもその他のあらゆる保証もしくは条件を否認します。一部の州または裁判管轄では、明示的もしくは黙示的保証の除外を許可していないため、上記の適用除外がライセンサーに適用されない場合があります。そうした場合、上記の保証は、保証が継続する期間に制限されます。保証期間の経過後には、いかなる保証も適用されません。一部の州または裁判管轄では黙示的保証の持続期間の制限を許可していないため、上記の適用除外がライセンサーに適用されない場合があります。

5.3. 上記保証への違反に対する HCL による唯一の排他的な救済および全ての責任は、該当する場合、本件パッケージサービス商品を再履行することです。ただし、ライセンサーは、保証期間内に保証違反についてライセンサーに書面で通知しなければならないものとします。

6. 責任の制限

6.1. 本付属書 A の第 1 条のライセンスの許諾、本基本使用許諾契約の第 14 条の秘密保持、またはライセンサーの支払義務についての違反を除き、いかなる理由であれ、いずれの当事者(または HCL の関連会社およびサプライヤー)も、当該当事者がそうした損害の可能性について知らされていた場合であろうとも、またその救済では本質的な目的を果たせない場合であろうとも、決して、本件パッケージサービス商品の使用または使用不能性に起因するか、関係する、またはその他の方法で本付属書 A のいずれかの条項に関連する特別損害額、付随的損害額、間接的損害額または派生的損害額(これには、利益の喪失、事業中断、人身傷害、プライバシーの損失に対する損害額を含みますがこれに限られません)に対しては、責任を負いません。

6.2. 本付属書 A の第 1 条のライセンスの許諾、本基本使用許諾契約の第 14 条の秘密保持、またはライセンサーの支払義務についての違反を除き、いかなる場合でも、いずれかの当事者(または HCL の関連会社およびサプライヤー)による直接的損害額に対する本付属書に基づく累積的な総賠償責任額は(訴訟の根拠にかかわらず)、影響を受けたパッケージサービス商品について過去 12 か月間に、該当する本注文に基づき、ライセンサーが HCL に支払った総額を上回らないものとします。

6.3. 上記の否認、制限、適用除外規定は、一部の裁判管轄では無効の可能性があり、それらはライセンサーの裁判管轄において適用される法令により許可される範囲でのみ適用される場合があります。ライセンサーは権利放棄または否認が不可能なその他の権利を有する可能性があります。HCL は、法律で許可されていない範囲にまで、ライセンサーの保証または救済を制限する意図はありません。

7. 存続

本付属書 A の第 4 条のすべての条項、および第 6 条は、本基本使用許諾契約の満了もしくは解除後も存続します。